

所管部課	総務部 総務管財課		部長	矢 吹 勇 一	
件 名	東大和市庁舎複写サービス実施要綱の一部を改正する要綱について				
	区分		1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>令和5年10月1日からインボイス制度（消費税の適格請求保存方法）が開始されることに伴い、東大和市庁舎複写サービス実施要綱の一部を改正する。</p> <p>(1) 改正点</p> <p>第4条第2項中「(別記様式)」を削り、同条の次に次の1条を加える。</p> <p>(補則)</p> <p>第5条 この要綱に定めるもののほか必要な様式その他の事項は、市長が別に定める。別記様式を削る。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>令和5年10月1日</p>					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課審査済み。</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p> <p>なお、インボイス制度開始に伴い、これに対応した（記載事項を満たした）様式を別途市長決裁で定める。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。